

令和8年度

印西霊園墓所をお持ちの方へ
合葬式墓地申請案内

印西地区環境整備事業組合

目 次

§. はじめに	1 ページ
1. 申請区分	2 ページ
2. 申請資格	2 ページ
3. 申込の受付	3～4 ページ
4. 申込の取下げ	4 ページ
5. 抽選	4 ページ
6. 選考結果の通知	4 ページ
7. 墓所返還手続きから改葬手続きまでの流れ	5 ページ

別添資料

各種様式

- ◇印西霊園合葬式墓地(条例第28条申請)申込書
- ◇委任状
- ◇印西霊園合葬式墓地(条例第28条申請)申込書取下げ届

§はじめに

本案内は、印西霊園の墓所使用許可を受けている使用者が墓所を返還し、合葬式墓地の使用許可を申請する際の案内です。これは、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第28条に基づく申請に関するものです。

なお、条例第28条の規定により墓所を返還した場合、既納の墓所使用料の5割に相当する額（162,750円）が還付されます。

また、合葬式墓地の使用許可申請や各種手続き、ご利用にあたっては、本書、別冊「印西霊園利用案内（合葬式墓地）」及び条例等をよくお読みいただき理解の上で申請していただくようお願いいたします。

合葬式墓地とは、納骨堂と合祀墓の2種類の施設のことを指します。

納骨堂：骨壺に納められた焼骨を骨壺の状態で一定期間（10年～30年間）収蔵する施設

合祀墓：骨壺から納骨袋へ移し替え、複数人の焼骨と共に土中カロートに永久埋蔵する施設（カロートは底面も含めコンクリートで覆われているため、焼骨は土に触れずに埋蔵されます。承継者の有無に関係なく使用できます。）

合葬式墓地の申請区分は、通常合葬及び直接合葬の2種類の収蔵又は埋蔵方法があります。

通常合葬：納骨堂へ焼骨を骨壺の状態で一定期間（10年～30年間）収蔵した後、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵すること。

直接合葬：納骨堂での収蔵を経ず、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵すること。

※条例等は印西地区環境整備事業組合のホームページを、ご確認ください。

1. 申請区分

申 請 区 分		
条例第28条 (納骨堂↓合祀墓へ埋蔵) 通常合葬	焼 骨	印西霊園の墓所使用許可を受けている使用者が墓所に埋蔵されている焼骨を納骨堂へ一定期間（10年～30年間）収蔵した後、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵するもの。
	生前申込	印西霊園の墓所使用許可を受けている使用者ご自身の焼骨を納骨堂へ一定期間（10年～30年間）収蔵した後、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵することを生前に申込をするもの。
	焼 骨 且つ 生前申込	印西霊園の墓所使用許可を受けている使用者が墓所に埋蔵されている焼骨及び使用者ご自身の焼骨を納骨堂へ一定期間（10年～30年間）収蔵した後、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵するもの。
条例第28条 (合祀墓へ埋蔵) 直接合葬	焼 骨	印西霊園の墓所使用許可を受けている使用者が墓所に埋蔵されている焼骨を合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵するもの。
	生前申込	印西霊園の墓所使用許可を受けている使用者ご自身の焼骨を合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵することを生前に申込をするもの。
	焼 骨 且つ 生前申込	印西霊園の墓所使用許可を受けている使用者が墓所に埋蔵されている焼骨及び使用者ご自身の焼骨を合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵するもの。

◎自宅に所持している焼骨やお寺に預かってもらっている焼骨等により申請することはできません。

◎遺品、愛玩動物（ペット）等の副葬品は埋蔵できません。

2. 申請資格

次の資格を満たす必要があります。

- ・合葬式墓地を使用するため、条例第11条の規定により墓所を返還する者
- ・自己の利用を目的とするときは、申請時点において年齢が65歳以上であること。また、事前に収蔵又は埋蔵手続きをする者を選任できること。

◎申請後、所定の期日までに印西霊園墓所を返還されない場合は無効となります。

3. 申込の受付

① 受付基数・期間・時間

受付基数：20基程度

受付期間：令和8年6月1日（月）から令和8年11月30日（月）までの午前9時から午後4時に印西霊園管理事務所まで直接提出書類を持参してください。

◎土・日・祝日の受付は、行っておりません。

◎合祀墓は1つのカロートに複数人の焼骨を納骨袋で埋蔵するため焼骨の返還はできません。申込をされる際は、ご親族とよく話し合い、理解を得ておくようお願いいたします。

② 使用料

区分		単位	金額
通常合葬使用料		1体	103,400円
内訳	納骨堂使用料	1体	70,400円
	合祀墓使用料	1体	33,000円
納骨堂延長使用料（10年）		1体	70,400円
直接合葬使用料		1体	33,000円

◎通常合葬使用料のうち、納骨堂使用料及び納骨堂延長使用料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含みます。

◎既納の使用料は、還付できません。

◎納骨堂内に収蔵する際の容器及び直接合葬で焼骨をお預かりする際の容器は、基準容器（幅・奥行きが27cm以下、高さ31cm以下の不朽性の骨壺）とします。

◎骨壺内に副葬品や水等が入っている場合がありますので、すべて取り除いた状態で受け渡しをお願いいたします。

◎墓所から合葬式墓地に改葬する場合は、基準容器1個に収容できる量を限度とし1体として埋蔵することができます。骨壺へ移し替える際は、ご親族様の責任により行ってください。

③ 提出書類

・印西霊園合葬式墓地（条例第28条申請）申込書

・印西霊園墓所使用許可証

申請時は、コピーを取らせていただき原本は返却致します。

・結果通知返信用封筒（切手貼付）

長形3号封筒に申請者のお名前、郵便番号、住所を記入し、110円切手を貼付して提出してください。

◎同一世帯の親族以外の代理人によって申込をする場合は、委任状が必要となりますので、ご注意ください。

また、親族であっても世帯が別の場合には、委任状が必要となります。

④ 提出先

印西霊園管理事務所まで持参ください。

◎郵送等による受付はいたしません。

4. 申込の取下げについて

申込の取下げ（キャンセル）をする場合は、「印西霊園合葬式墓地（条例第28条特例申請）申込書取下げ届」を提出してください。

取下げした場合、申込時に提出した提出書類は返却いたしません。管理事務所職員により責任をもって破棄いたします。

5. 受付方法（先着順）

申込は先着順で受け付けます。

受付期間内であっても、受付基数（20基）に達した時点で受付を終了します。

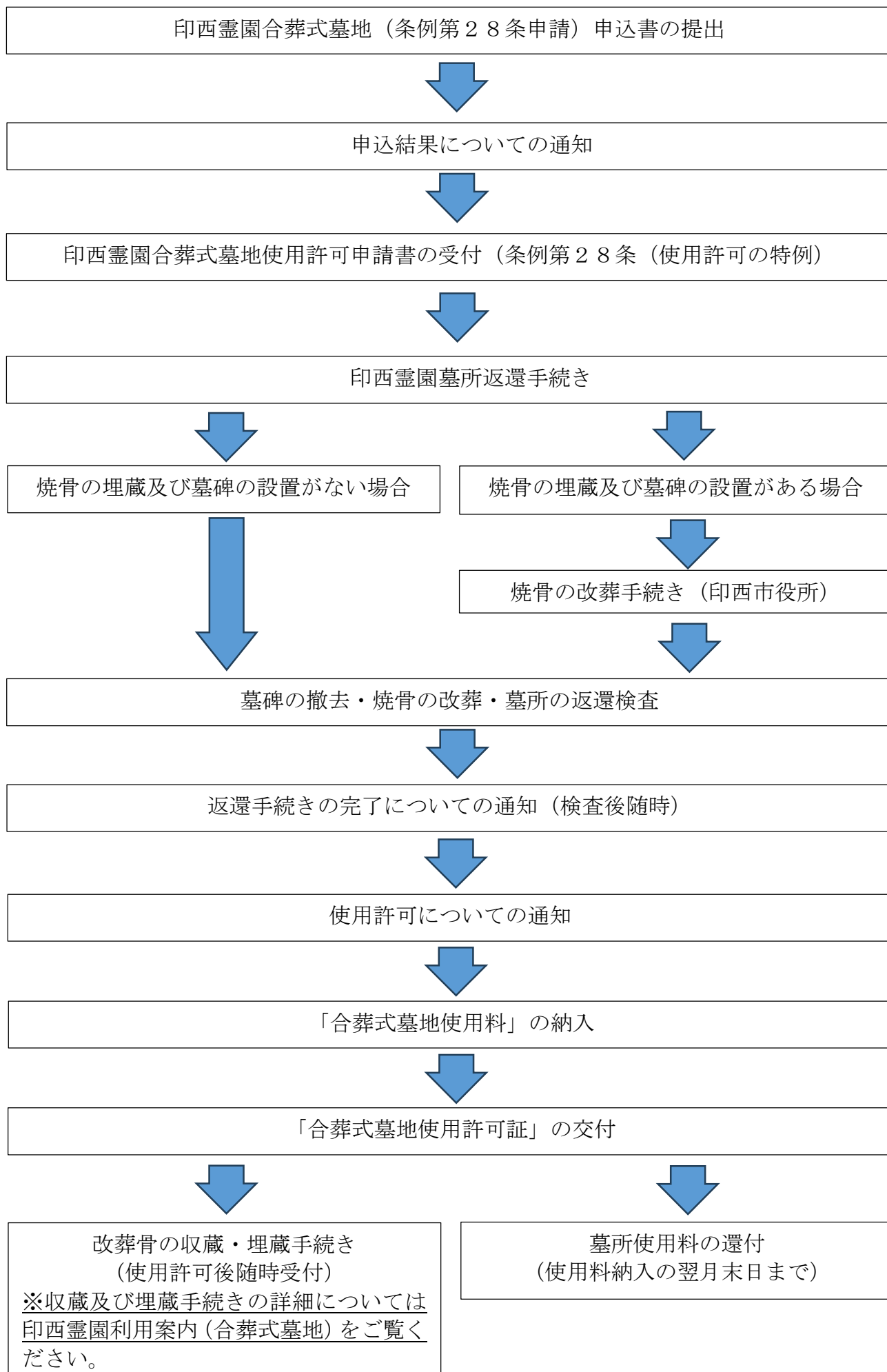
◎受付状況については、随時ホームページ等でお知らせします。

◎受付終了後の申込はできませんのでご了承ください。

6. 結果の通知

申込受付後、内容を確認し、順次結果を郵送にてご通知いたします。

7. 墓所返還手続きから改葬手続きまでの流れ



各種様式

印西霊園合葬式墓地(条例第28条申請)申込書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

住所

氏名

電話番号 ()

合葬式墓地(条例第28条申請)の申込をしたいので、次のとおり提出します。

墓所使用者氏名	
墓所許可番号	

注 受付番号は、記入しないでください。

受付番号	番
------	---

(表)
委任状

(代理人) ※頼まれる人・窓口に来る人

住所 : _____

氏名 : _____

電話 : _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

・裏面 () 番に関する件を委任します。

・ _____

・ _____

作成日 : 年 月 日

(使用者本人) ※頼む人

許可番号 第 号

住所 : _____

氏名 : _____

電話 : _____

- ※ 委任状は使用者本人 (※頼む人) が全て記入 (自署) してください。
- ※ 使用許可承継承認申請の場合、「使用者本人」欄は「承継しようとする者」となります。
- ※ 申込、使用許可申請の場合は、「使用者本人」欄は、「申込者又は申請者」となります。
- ※ この委任状の有効期限は作成日から3ヶ月となります。

手続の際、窓口で代理人の本人確認を行っています。運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などを必ずご持参ください。

印西地区環境整備事業組合 管理者 様

(裏)

委任事項

1. 〔申込書・使用許可申請書〕の提出及び許可証の受領
※第1号、第3号、第19号、第21号様式
2. 墓碑設置工事〔開始・完了〕届の提出
※第5号、第6号様式
3. 〔埋蔵・改葬届〕の提出
※第7号、第23号様式
4. 使用期間更新承認申請書の提出
※第8号様式
5. 〔墓所返還届・合葬式墓地焼骨返還申出書・合葬式墓地返還届〕の提出
※第10号、第26号、第27号様式
6. 使用許可承継承認申請書の提出及び許可証の受領
※第11号、第28号様式
7. 管理料減額・免除申請書の提出
※第14号様式
8. 使用料還付請求書の提出
※第16号、第31号様式
9. 使用許可証再交付申請書の提出及び許可証の受領
※第17号、第32号様式
10. 使用許可証記載事項変更届の提出及び許可証の受領
※第18号、第33号様式
11. 使用期間延長承認申請書の提出
※第24号様式
12. 〔埋蔵証明・受入証明〕交付申請書の提出及び受領
13. 管理者登録申請書の提出

印西霊園合葬式墓地（条例第28条特例申請）申込書取下げ届

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

（私（申込者） ）は、 年 月 日付けで申し
ました印西霊園合葬式墓地（条例第28条特例申請）申込書を取下げします。

記

霊 園 名 称 印西霊園

年 月 日

（申込者）

住所

氏名

※住所・氏名については、申込者において自署してください。

印西霊園案内図



- J R 成田線 小林駅からタクシー 5分
- 北総線 印西牧の原駅からタクシー 10分
- 印西市営ふれあいバス 平岡自然公園（印西斎場）下車 徒歩3分

お問い合わせ先

印西霊園管理事務所

所在地：〒270 - 1324 千葉県印西市平岡1524番地1

電話番号：0476 - 42 - 0095

ホームページ：<http://www.inkan-jk.or.jp>

開園時間：原則午前9時から午後5時まで

(1月1日から1月3日を除く毎日)

※ただし、霊園に関する各種手続き業務（申請・届出・納付等の受付）は、土日祝日及び年末年始は行っておりません。

※申込期間中は、問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。